

生物多様性国家戦略小委員会の設置について
(案)

平成 13 年 10 月 17 日
自然環境・野生生物合同部会決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境・野生生物合同部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、生物多様性国家戦略小委員会を置く。
- 2 生物多様性国家戦略小委員会は、生物多様性国家戦略の見直し案の検討を行う。
- 3 生物多様性国家戦略小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境・野生生物合同部会の決議とすることができる。